松 市 会 会 則

制定 平成 2 年 7 月 30 日　改定 平成 16 年 8 月 23 日
改定 平成 20 年 10 月 27 日　改定 平成 22 年 10 月 1 日
改定 平成 26 年 2 月 24 日　改定 平成 26 年 9 月 22 日
改定 平成 29 年 2 月 27 日　改定 平成 29 年 9 月 25 日
改定 平成 29 年 2 月 27 日　改定 平成 29 年 9 月 25 日
改定 平成 30 年 12 月 25 日　改定 令和元年 10 月 1 日
改定 令和 2 年 11 月 15 日　改定 令和 5 年 5 月 22 日
改定 令和５年９月 25 日　改定 令和 6 年 1 月 22 日

第１条　会の目的・構成

１）会員相互の親睦と健康増進並びに、技能の向上を図る事を目的とし、前記趣旨に賛同する 松下グループＯＢとその夫人会員で構成する。
２）当会員２名以上の推薦により、世話人会の承認を経て、会員の賛同を得た者は、当会に加入できる。
　なお、 入会希望者は「入会申込書」を推薦者を経由して提出しなければならない。
３）会員は傷病等の場合、申し出て休会することができる。但し休会期間は２年以内とし、２年を経過した場合は退会するものとする。退会した会員は旧会員として取り扱う。
４）会の活動年度は、毎年１０月初めから翌年９月末までとする。

第２条　競技会

１）原則として毎月１回第４月曜日に、きさいち CC を主会場として開催する。
２）月次会費支払い者をもって、競技会参加資格者とする。
３）競技会は、参加人員６名をもって成立する。
４）悪天候等によるスタート前の決定および全員が９ホールのプレーを終了し得ない事情が競技途中に発生した場合は、競技会を中止する。
　但し全員が９ホールのプレーを終了した場合は、競技会としては成立するものとする。
５）競技要領
（１）１８ホールストロークプレーを原則とし、ＪＧＡ及び きさいちＣＣのローカルルールに準拠し、6 インチプレース可、別途定める得点方式により競技を行う。
（２）全ホール、カップイン（1 グリップの OK パット可）をもってホールアウトとする。
（３）満７５歳以上の会員は、グリーンティの使用を可とする。但しホールによって使い分けすることは不可。
（４）同ネットの場合の順位は年齢上位者を上位とする。

第３条　表彰・得点

１）表彰・賞金授与は月次例会において都度行う。

２）月次表彰

（１）月次競技優勝者には、持ち回りの優勝カップ・トロフィーを授与し、
栄誉を称える。

（２）順位賞

参加人数に応じて以下の賞金表で授与する。

											NPＸ４	会食収入残	
参加数	集金額	優勝	２位	３位	５位	７位	１０位	１３位	BB	賞金合計	500Ｘ４	400Ｘ参加人数	繰越金
６名	6,000	3,000	2,000						1,000	6,000	2,000	2,400	400
７名	7,000	3,000	2,000	1,000					1,000	7,000	2,000	2,800	800
８名	8,000	4,000	2,000	1,000					1,000	8,000	2,000	3,200	1,200
９名	9,000	4,000	3,000	1,000					1,000	9,000	2,000	3,600	1,600
１０名	10,000	4,000	3,000	2,000					1,000	10,000	2,000	4,000	2,000
１１名	11,000	5,000	3,000	2,000		1,000			1,000	12,000	2,000	4,400	1,400
１２名	12,000	5,000	3,000	2,000	1,000	1,000			1,000	13,000	2,000	4,800	1,800
１３名	13,000	6,000	3,000	2,000	1,000	1,000			1,000	14,000	2,000	5,200	2,200
１４名	14,000	6,000	3,000	2,000	1,000	1,000	1,000		1,000	15,000	2,000	5,600	2,600
１５名	15,000	7,000	4,000	2,000	1,000	1,000	1,000		1,000	17,000	2,000	6,000	2,000
１６名	16,000	7,000	4,000	2,000	1,000	1,000	1,000		1,000	17,000	4,000	6,400	1,400
１７名	17,000	7,000	4,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	18,000	4,000	6,800	1,800
１８名	18,000	7,000	4,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	19,000	4,000	7,200	2,200
１９名	19,000	7,000	5,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	20,000	4,000	7,600	2,600
２０名	20,000	8,000	5,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	21,000	4,000	8,000	3,000
		優勝	２位	３位									
HDCP	カット率	30%	20%	10%									
賞	¥3,000	20%											
金	¥2,000		10%										
額	¥1,000			5%									

・ニアピン賞；各ショートホール５百円（または千円）を授与

・ホールインワン賞・イーグル賞；当日参加者から別途千円を徴収し授与

（３）エージシュート達成者への表彰

初めての達成時はゴルフ場作成の認定証の額と５千円程度の賞品を授与する。
また２回目以降は、年一度だけ２千円程度の賞品を与える。

３）出場記念表彰

１００回、２００回、２５０回、３００回出場者に対し
競技会参加への努力と健康増進への精進を**拍手にて**称えるものとする。
なお、競技途中で棄権した場合も、出場回数記録に算入する。

第４条　ＨＤＣＰ

１）年度毎に、全員のＨＤＣＰの改訂を行う。
＜年度毎ＨＤＣＰの算出方法＞
［ 例会の上位回（参加回数の１／２・・参加回数が奇数の場合は
端数は切り捨て）のグロス平均―７２ ］×０．９
但し、３回以下の場合は改訂しない。
９ホール終了で競技会成立の場合は、上位回数に算入しない。
なお、上限は３６とする。

２）新入会員で初参加者は、オフィシャルＨＤＣＰ（他クラブＨＤＣＰも含む）×０．７とする。
新入会員で初参加者で、オフィシャルＨＤＣＰを保持しない者のＨＤＣＰは（直近の３ラウンドのスコア平均－７２）×０.９×０.７とする。

３）月次表彰入賞者の１～３位に対して、ＨＤＣＰを夫々３０、２０、１０％、切り下げる。
ネットスコアがアンダーの場合はアンダー分を引いたのち、切り下げる。
~~但し、９ホールで競技成立の場合は上記のそれぞれの１／２とする。~~
~~参加者１１名以下の時は入賞者１～３位に対して通常の半分~~
~~（夫々１５、１０、５％）を切り下げる。~~
~~ネットスコアがアンダーパーの場合も通常の半分（小数点以下繰り上げ）を引いた後、切り下げる。~~

~~４）月次競技会でネット９５以上の場合は、ＨＤＣＰ１を付加する。~~

（注）ＨＤＣＰの算出は全て、計算結果の小数点以下を四捨五入して行う。
但し、月次表彰入賞者のＨＤＣＰは計算結果の小数点以下を切り下げる。

第５条　会費

１）年会費は徴収しない。
２）月次会費は２千円（競技参加資格者）とする。
競技開始後の棄権、懇親会（表彰式）不参加の場合も返却しない。
９ホール終了で競技会成立の場合も同様である。
~~３）技能向上をはかるため、ネット８３８６から１打につき１００円の研修費を支払わなければならない。　但し、上限を１０打　千円とする。~~
４）入会金は徴収しない。
５）繰越金で運営が困難な場合は、会員から千円程度の臨時徴収を可能とする。

第６条　運営と役員

１）　会の円滑な運営を図るため､会員相互の推薦により選出された若干名の世話人による世話人会を設け、必要な協議を行う。

２）世話人の互選により次の役員をおく。
代表幹事、常任幹事、会計幹事
任期は２年とし、再任は妨げない。
代表幹事は対外的には会を代表し、内部的には運営全般にわたり総括する。
常任幹事は代表幹事を補佐し、運営全般にわたる事務を担当する。
会計幹事は会計に関する事務を担当し、年１回、会計報告を行う。

３）競技会当日の運営は、前回優勝者・準優勝者・３位・BB 者（4 名）が当日幹事となり、受付から終了後の懇親会（表彰式）までの一切を執り行う。

第７条　その他

１）キャンセルの場合は きさいちＣＣのフロントへ連絡し、その旨速やかに常任幹事まで連絡すること。

２）本会則の改定は、必要の都度例会参加者の６０％以上の賛同を得て行うものとする。

以上